

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 19 日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2015

課題番号：24730082

研究課題名(和文) 既判力の作用局面の再検討 訴訟物矛盾関係の整序を中心に

研究課題名(英文) Reconsideration of the function of res judicata

## 研究代表者

八田 卓也 (HATTA, Takuya)

神戸大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：40272413

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：以下の2つの知見を得た。既判力を訴訟物を基準とせず判決理由中の判断に既判力を及ぼす必要がある局面が存在し得る。既判力の作用局面のうちの前訴後訴の訴訟物が矛盾関係に立つ場合については、日本法・ドイツ法ともに近時これを拡大する傾向がある。しかし、ドイツ法は既判力の本質論として一事不再理説を採用しておりこの場合の処理が容易である(後訴の却下でよい)のに対し、日本法では拘束力説が採用されておりこの場合の処理が困難である(前訴判決の既判力を前提として後訴を判断しなければならない)。以上よりドイツと異なり日本ではこの場合の取扱いには慎重さが求められる。

研究成果の概要(英文)：The following 2 conclusion were able to be achieved: 1) There are cases where res judicata should be granted not only on the level of the object of lawsuit but also on the level of the reasoning of the judgement. 2) Among the dimentions where res judicata works, the one where the object of the first lawsuit is contrary to that of the second tends to be expanded both in Japan and in Germany. But there is a difference between the German and Japanese systems in that in Germany res judicata are understood to work as ne-bis-in-idem, whereas in Japan through res judicata the first judgement is supposed to make the basis for the second lawsuit, which makes it difficult to treat the case in which the object of the first and second lawsuit are contrary to eachother. Therefore this case is to be treated with high descretion within the context of Japanese Civil Procedure.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：既判力

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 研究開始当時、口頭弁論終結後の承継人への既判力拡張について議論の著しい進展があった。具体的には、いわゆる形式説に立つと、XのYに対する所有権に基づく明渡請求訴訟の認容判決が確定した後にYがZに目的物を譲渡して占有を移転した場合などでは、Zに既判力が拡張することによりZが争えなくなるのは、XのYに対する所有権に基づく土地明渡請求権のみであり、それとZの明渡義務とは無関係であるため既判力の拡張が空振りに終わるのではないかと、という問題提起がなされるに至っていた(丹野達「既判力の主観的範囲についての一考察」法曹時報47巻9号〔1995年〕2037頁、菱田雄郷「口頭弁論終結後の承継人に対する既判力の拡張」法律時報82巻11号111頁〔2010年〕、山本克己「口頭弁論終結後の承継人」高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選〔第4版〕』188頁〔2010年〕)。そして、この問題に対する一つの解決策として、上記の場合、ZはXのYに対する所有権に基づく土地明渡請求権の存在が争えなくなる以上、その一環としてXの所有権も争えなくなる、との解釈論が提案されるに至っていた(中西正「既判力・執行力の主観的範囲の拡張についての覚書」河上正二ほか編『要件事実・事実認定論と基礎法学の新たな展開』612頁〔2009年〕)。中西教授によるこの解決案は妥当である可能性が高いが、しかし、従来、XのYに対する所有権に基づく甲土地明渡請求訴訟の認容判決が確定しても、その既判力によりYは甲土地所有権がXに帰属することを争えなくなるわけではないと解されてきたこと(以下、「判決理由中の判断のドグマ」という)との理論的関連が問題となる。この一連の議論の展開は、従来疑われることがなかった、この判決理由中の判断のドグマの正当性の再検討を迫っていると考えられた。

(2) 他方で、既判力の作用の局面としては、前訴と後訴の訴訟物が同一の場合、前訴の訴訟物が後訴の訴訟物の先決関係にある場合、前訴と後訴の訴訟物が矛盾関係にある場合、の3つが挙げられるのが通常であるが、このうちについては、若干の例が具体例として挙げられる程度で、その射程がどの場合に及ぶのかの検討が従来十分になされてこなかった。その中で、本研究開始当時、松本博之=上野泰男『民事訴訟法〔第1版~第6版〕』(弘文堂)が、の矛盾関係を広く捉える議論を提唱していた。このことは、類型の射程の及ぶ範囲と存在意義について再考が迫られていることを示唆していると考えられた。

## 2. 研究の目的

本研究の全体構想は、民事訴訟における既判力の作用の仕方に関して再検討を行い、理論的・実際的にみて最も妥当と考えられる既判力の作用のあり方を明らかにすることに

あった。

具体的には、

(1) 既判力の作用の3局面のうちの「訴訟物矛盾関係」拡張化の要因を明らかにし、この類型が有する意義を明らかにすること。

(2) 訴訟物理論と、既判力の作用局面との理論的関連を明らかにすること。

(3) 判決主文中の判断による既判力により、前訴と後訴の訴訟物が異なる場合でも、攻撃防御方法のレベルで遮断効が及ぶことはないか、を明らかにすること。

(4) 口頭弁論終結後の承継人への既判力拡張のあり方について、形式説に立ちつつ、その弱点を克服した理論を提示すること。

を本研究は目的としていた。

## 3. 研究の方法

研究の方法としては、本研究に関連する文献を収集しこれらを読んだ他、研究会等の機会を活用し他の研究者との意見交換を行うという手法に依った。

具体的には、まず、神戸大学付属図書館で手に入ることのできる文献を読んだ他、各種図書を購入し、これらを読んだ。その他、東京都千代田区所在の国立国会図書館、東京都文京区所在の東京大学法学部図書室、福岡市東区所在の九州大学文系合同図書室、京都市上京区所在の同志社大学付属図書館、大阪市西区所在の大阪市立中央図書館等に出張し、本研究に関連する文献を蒐集し、これらを読んだ。その他、日本国内(特に福岡市東区の九州大学、東京都文京区の東京大学、大阪市中央区のエル・おおさか、大阪市中央区の島根ビルほか)で開催された各種研究会(九州手続法研究会、東京大学民事訴訟法研究会、関西民事訴訟法研究会、民事訴訟法学会関西支部研究会、民事訴訟法学会ほか)に出席し、他の日本人研究者と意見交換を行った。

以上は毎年度行ったが、初年度においては特に日本法の分析に力を入れ、次年度、第三年度は日本法に加えドイツ法の分析も行い、最終年度は得にドイツ法の分析に力を入れた。

とりわけ最終年度においては、ドイツケルン大学を訪問し、同大学手続法研究所にてドイツ民事訴訟法に関する文献収集に従事した他、同研究所所長ハンス・ブリュッティング教授をはじめとするドイツ民事訴訟法研究者と意見交換を行った。

## 4. 研究成果

得られた研究成果としては以下がある。

(1) まず、既判力の主観的拡張の局面(XのYに対する所有権に基づく移転登記抹消請求訴訟の請求認容後、権利実現前にYがZに所有権を移転し登記も移転したため、XがZを相手に所有権に基づく移転登記抹消請求訴訟を提起する、という局面)については、かかる場合の既判力拡張の趣旨(XがYに対

する勝訴によって得た地位が口頭弁論終結後の敗訴者の地位の移転により掘り崩されることを防ぐこと)に鑑みれば、この場合に前訴判決理由中の判断たるXの所有権に拘束力を及ぼすよりも、X-Z訴訟の訴訟物をX-Y訴訟の訴訟物と同一だと擬制する(あたかもY-Zの地位移転がなかったかのように扱う。三木浩一ほか『民時訴訟法〔第2版〕』〔有斐閣、2015〕)456頁、鶴田滋「口頭弁論終結後の承継人への既判力拡張の意味」法政研究81巻4号819頁以下参照)というのが望ましい解決だという結論を得た。

しかし、このように考えるとX-Yの所有権移転登記抹消登記請求認容判決後、再度XがYを相手に所有権移転登記抹消登記請求訴訟を提起した場合に後訴に前訴既判力がどう及ぶか、という問題が生じることが明らかとなった。具体的には、後訴における請求を理由付ける事実は「後訴口頭弁論終結時のY名義の登記の存在、後訴口頭弁論終結時のXの所有権」であるところ、前訴判決で確定しているのは飽くまで「前訴口頭弁論終結時のXのYに対する移転登記抹消登記請求権」のみであり、この既判力を後訴に及ぼしても依然として空振りに終わるという状態に変化はないからである。この事案(前訴口頭弁論終結後の新事由は存在しないものとする)でXの勝訴を前訴既判力の効果として導くには、前訴判決理由中の判断である「Xの当該土地所有権」について拘束力を認める以外にないと考えられる。

以上により研究目的(4)との関係で訴訟物の同一性を擬制するという解決が相当であると考えられること、また研究目的(2)(3)との関係で、訴訟物が同一の局面ですら判決理由中の判断に拘束力を認める必要性が存在すること、訴訟物は既判力にとって必ずしも一義的な基準とは生らないこと、が明らかとなった。

(2)既判力の作用局面のうちの「矛盾関係」との関係では、かかる矛盾関係は、他の既判力作用局面(訴訟物同一・先決)で説明の付かない場面の解決のための窮余の策として多用されている傾向がある。しかし、この局面の拡張の主唱者である松本博之先生が、既判力本質論においてドイツ法下での通説と同様に一事不再理説を採用していることが一つのポイントであるとの帰結を得た。

即ち、既判力本質論における一事不再理説では、訴訟物が前訴後訴で同一・矛盾の場合には後訴却下という規律が導かれる(これは同一「事件」については二度の裁判所の利用を許さない、という思想に基づく)。従って、「矛盾関係」を拡張してもその後の処理としては、後訴却下ということで問題が生じない。これに対し、日本法下では拘束力説(前訴判決の内容と同一の内容を後訴でも前提とし、これに矛盾する判断をしてはならないことを既判力の効果としてみる考え方)が採用されており、この拘束力説のもとでは、矛盾関

係と捉えた上で、では前訴判決の既判力が後訴をどのように拘束するのかという問題が生じる。また、既判力本質論の関連では、日本法下で一事不再理説を取る余地はないものと思われる。

以上より、研究目的(1)との関連で、「訴訟物矛盾関係」という既判力作用局面はドイツ法流の一事不再理説の元では一定の意味を用いるが日本法が前提とする拘束力説のもとでは、これを拡張することには問題が伴うこと、また日本法において既判力本質論として一事不再理説を採用することには問題が多いこと、が明らかとなった。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 9件)

八田卓也、原告側固有必要的共同訴訟において提訴に同調しない者がいる場合の扱いについて、民事訴訟雑誌62号、2016、93-103頁

八田卓也、不利益変更の禁止(2)——一部請求と相殺の抗弁(最判平成6.11.22)、高橋宏志ほか編・民時訴訟法判例百選〔第5版〕、2015、236-237頁

八田卓也、独立当事者参加における民時訴訟法40条準用の立法論的合理性に関する覚書、伊藤眞先生古稀記念・民時手続の現代的使命、有斐閣、2015、483-508頁

八田卓也、株主総会開催・決議に関する仮処分、神作裕之ほか編・会社裁判にかかる理論の到達点、商事法務、2014、33-60頁

八田卓也、第三者に対する手続保障の瑕疵を理由とした再審の訴え(最高裁平成25年11月21日第一小法廷判決)、金融法務事情2005号、2014、66-74頁

八田卓也、詐害行為取消訴訟における他の債権者による権利主張参加の可否、田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集・現代民事法の実務と理論(下)きんざい、2013、934-967頁

八田卓也、会社の被告取締役への補助参加 手続法からの分析、川嶋四郎=中東正文編・会社事件手続法の現代的展開、日本評論社、2013、97-116頁

八田卓也、入会集団を当事者とする訴訟の形態、法律時報、1063号、2013、22-29頁

八田卓也、相殺の抗弁と民訴法142条、法学教室、385号、2012、4-12頁

〔学会発表〕(計 1件)

八田卓也、原告側固有必要的共同訴訟において提訴に同調しない者がいる場合の扱いについて、日本民時訴訟法学会、2015年5月16日、明治大学(東京都千代田区)

〔図書〕(計 2件)

南野森ほか、法学の世界、日本評論社、  
2013、276頁(101-112頁)

園尾隆司ほか、条解民事再生法(第3版)、  
弘文堂、2013、1366頁(1247-1293頁)

6. 研究組織

(1)研究代表者

八田 卓也 (HATTA, Takuya)

神戸大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：40272413